

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう だい
石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台
じょうれいあん さいしゅうかくにん
【条例案の最終確認について】

〈はじめに〉

こんかい じょうれいあん みな さいご かくにん
今回は条例案について、皆さんと最後の確認をしていきます。

つぎ ページ か じょうれいあん ないよう めーる じぜん
次のページから書かれている条例案の内容は、メールなどで事前に

かくにん ないよう とき とく いけん
確認をいただいた内容となり、その時は特にご意見などはありません

いちど けんとういんかい さいしゅうかくにん おこな あらた
でしたが、もう一度、検討委員会としての最終確認を行い、改めて

ほうせいたんとうしゃ じょうぶんぜんたい しんさ
法制担当者に条文全体の審査をしてもらうこととなります。

じぜん かくにん いろいろ しゅうせいぶぶん か こんかい
また、事前確認では色々な修正部分が書かれていましたが、今回の

さいしゅうかくにん ことば もじ こま しゅうせいぶぶん ぬ おお
最終確認では、言葉や文字などの細かい修正部分は抜かし、大きく

しゅうせい ぶぶん せつめい おも
修正した部分だけを説明していきたいと思ひます。

つぎ ページ かくにん
それでは、次のページから確認をしていきましょう。

1. 「前文」の最終案について

【前文】

わたし しみん ねが しょう たが こころ かよ
私たちが市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ
りかい あ あんしん く つづ
理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいま
ちにしていくことです。

しみんひとり しょう hito ほうほう じょうほう
そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人がわかる方法によって情報
をつた う と こころ こみゆにけーしょん えんかつ
を伝え、受け取りやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に
おこな しゅだん かつよう ひつよう
行う手段を活用することが必要です。

じょうほう う と むづか こみゆにけーしょん
また、情報を受け取ることが難しいことやコミュニケーションをとりにくいこ
とで、じぶん きも つた こりつ
自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、
ほんにん いしひょうじ しえん たいせい じゅうじつ こんなん かん じょうほう
本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく情報
をつた う と かんきょう ととの じゅうよう
を伝え、受け取ることができる環境を整えることが重要となります。

わたし しみん しょう hito ほうほう じょうほう かた う と
私たちが市民は、障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取
りかた およ こみゆにけーしょん しゅだん まな きも も しょう
り方及びコミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへ
りかい ふか しょう
の理解を深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしい
まち」になることを目指し、この条例を制定します。

2. 「目的: 第1条」の最終案について

【目的】

第1条 この条例は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるための基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。

修正した箇所について（法制担当者の意見を参考に修正した箇所）

- 「普及させ利用しやすい環境を」という文を「広めて利用しやすくする環境を」に修正しました。
- 法制担当者より「条例の目的として、基本理念を定めることが書かれる必要がある」という意見をいただき、「(環境を) つくるための基本理念を定める」という文を付け加えました。

3. 「定義：第2条」の最終案について

令和5年10月6日

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使ったコミュニケーション、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字及び片仮名などにひらがなを付けること、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字、ICT(情報通信技術)機器その他の障がいのある人が情報を伝え、受け取り及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がいのある人のコミュニケーションの支援等を行うものをいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整又は変更をいいます。

修正した箇所について(法制担当者の意見を参考に修正した箇所)

▶ 法制担当者の意見より、「市内に居住する者、通勤する者又は通学する者」から「市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者」に変更修正しました。

4. 「基本理念:第3条」の最終案について

【基本理念】

第3条 **障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会の実現は、次の事項を基本理念として行います。**

- (1) 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができ
る権利及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に
尊重すること。
- (2) コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境づくりを行う際
は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重すること。
- (3) 誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを目指し、障がいのある人
もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合うこと。

修正した箇所について(法制担当者の意見を参考に修正した箇所)

- 法制担当者より「基本理念には、目的を達成するためにどんなことをしたらよ
いか、ということが書かれていることが多い」という意見をいただき、条文
の最初の文に「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない
共生社会の実現は、次の事項を基本理念として行います。」という目的の文
を追加し、そして、今まで書かれていた文は「どんなことをしていくのか」とい
う具体的な方法となることから、次につながる文としてそのまま使いました。

5. 「市の責務:第4条」の最終案について

【市の責務】

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

修正した箇所について法制担当者からの意見など

- コミュニケーション手段を広め利用しやすい環境づくりが必要ではないか、という法制担当者からの意見により、「コミュニケーション手段の利用を促進するために」という文を、「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるために」に修正しました。

6. 「市民の役割:第5条」の最終案について

【市民の役割】

だい じょう しみん きほんりねん たい りかい ふか しょう ひと
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人がわかる
ほうほう じょうほう つた え と およ こみゆにけーしょんしゅだん ひろ
方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段を広めて
りょう かんきょう し しさく きょうりよく つと
利用しやすくする環境をつくるための市の施策に協力するよう努めるもの
とします。

し せきむ だい じょう おな こみゆにけーしょんしゅだん りょう そくしん
「市の責務:第4条」と同じく「コミュニケーション手段の利用を促進するため」
を「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるため」に
しゅうせい
修正しました。

7. 「事業者の役割：第6条」の最終案について

【事業者の役割】

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか しょう ひと
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人がわかる
ほうほう じょうほう つた う と およ こみゆにけーしょんしゅだん ひろ
方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段を広めて
りょう かんきょう しょう じ さく きょうりよく つと
利用しやすくする環境をつくるための市の施策に協力するよう努めるもの
とします。

2 じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょう ひと ほうほう
事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人がわかる方法によ
こみゆにけーしょんしゅだん りょう しょうりてきはいりょ おこな
ってコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行
うよう努めるものとします。

し せきむ だい じょう おな こみゆにけーしょんしゅだん りょう そくしん
「市の責務：第4条」と同じく「コミュニケーション手段の利用を促進するため」
こみゆにけーしょんしゅだん ひろ りょう かんきょう
を「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるため」に
しゅうせい
修正しました。

8. 「施策の推進方針：第7条」の最終案について

【施策の推進方針】

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとします。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとします。

- (1) 障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかたの理解を広めていくことに関する事項
 - (2) コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項
 - (3) 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項
 - (4) 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市は、施策の推進方針の実施に当たり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとします。
- 4 施策の推進方針は、これを公表するものとします。

修正した箇所について（法制担当者の意見を参考に修正した箇所）

- 手話の方針書の形（構成）を参考にし、「2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとします。」という文や、それぞれの施策の文に書かれていた「施策」という部分を「事項」という言葉に変えました。
- 条例で色々な対応ができるようにするため、これまで決めてきた4つの施策のほかに、「(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」を追加で書きました。

9. 「財政上の措置：第8条」の最終案について

【財政上の措置】

第8条 市は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、
及びコミュニケーションに関する施策を広めて利用しやすくする環境をつく
るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

「市の責務：第4条」と同じく「コミュニケーション手段の利用を促進するため」
を「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるため」に
修正しました。

10. 「委任：第9条」の最終案について

いにん 【委任】

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。